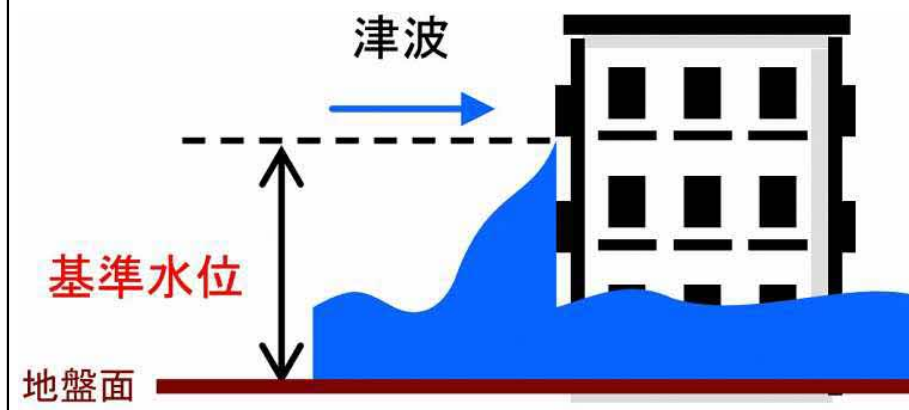


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(その2-53)

【留意事項】

【津波災害警戒区域】
「津波災害警戒区域」は、津波
防災地域づくりに関する法律(平
成23年法律第123号)第53条
第1項に基づいて指定するもの
で、津波浸水想定(法第8条第1
項)を踏まえ、津波による人的災
害を防止するために警戒避難体
制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】
「基準水位」は、法第53条第2
項に基づいて定めるもので、津波
浸水想定に定める水深に係る水
位に建築物等への衝突による津
波の水位の上昇を考慮して必要
と認められる値を加えて定める水
位であり、津波の発生時における
避難の基準となるべきものです。
(下図参照)



【地形(標高)データ】
基準水位の算出に用いた「地形
(標高)データ」は、令和5年度まで
に実施された航空レーザ測量を基
に作成しているため、その後の開
発に伴う盛土や個別施設の微細
な土地の形状が現況と異なってい
る場合があります。

【背景地図】
「背景地図」は、図面作成時の最
新地形を基に作成しているため、
道路や建物などが現況と異なっ
ている場合があります。



様式-2
津波災害警戒区域 区域図

	津波災害警戒区域 (基準水位)	
縮尺 1:2,500	市町村名 図面番号	鳴門市 2-53